

西米良村告示第53号

令和2年第3回西米良村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月10日

西米良村長 黒木 定藏

1 期 日 令和2年11月27日（金）

2 場 所 西米良村役場議場

○開会日に応招した議員

黒木 竜二君

児玉 義和君

白石 幸喜君

上米良 玲君

濱砂 征夫君

上米良秀俊君

濱砂 恒光君

○11月27日に応招した議員

同 上

○応招しなかった議員

令和2年 第3回 (臨時) 西米良村 議会 会議 録 (第1日)

令和2年11月27日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

令和2年11月27日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第11号 専決処分した事件の承認について (令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算 (第3号))
- 日程第4 議案第52号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第53号 西米良村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第54号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第55号 令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算 (第4号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第11号 専決処分した事件の承認について (令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算 (第3号))
- 日程第4 議案第52号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第53号 西米良村特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第54号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第55号 令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第4号）

出席議員（7名）

1番	黒木 竜二君	2番	児玉 義和君
3番	白石 幸喜君	4番	上米良 玲君
5番	瀨砂 征夫君	6番	上米良秀俊君
7番	瀨砂 恒光君		

欠席議員（なし）

欠員（1名）

8番

事務局出席職員職氏名

事務局長	土持 光浩君	書記	前田 里菜君
------	--------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

村長	黒木 定藏君	副村長	梅本 昌成君
教育長	古川 信夫君	総務課長	牧 幸洋君
むら創生課長	土居 博和君	会計管理者	田爪 健二君
福祉健康課長	吉丸 和弘君	村民課長	渡邊 智紀君
建設課長	上米良 敦君	農林振興課長	瀨砂 亨君
教育総務課長	山田 高大君	診療所事務長	瀨砂 雅彦君

午前9時00分開会

○事務局長（土持 光浩君） 一同、ご起立ください。一同礼、ご着席ください。

○議長（濱砂 恒光君） ただ今の出席議員は7名です。定足数に達していますので、ただ今から、令和2年第3回西米良村議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

ただちに議事に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（濱砂 恒光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番 児玉 義和君、3番 白石 幸喜君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（濱砂 恒光君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思いますが、決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、会期は本日の1日間と決定しました。

なお、本日の日程は、お手元の議事日程第1号のとおりでありますので、ご了承ください。

日程第3. 報告第11号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第3、報告第11号、専決処分した事件の承認について（令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号））を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきましたが、一言だけご挨拶を申し上げます。本日は令和2年西米良村議会第3回の臨時議会を開催していただきましたところ、全議員の皆さんのご出席の下にご審議いただきますことを厚く御礼を申し上げます。今回の臨時議会につきましては、ご高承の通りであります。国の人勸を受けまして、私ども人勸に従ってその手続きに入りたいと思っておるところであります。そのためには、条例を改正する必要がある、しかも、12月1日からその受給権が発生いたしますから、12月1日前に議会で条例を改正するということの必要に迫られまして、お願いをいたしたところあります。また、報告事項等もありましたので、ご審議賜りたいというところがございます。どうぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、ただ今上程いただきました報告第11号、専決処分した事件の承認について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年10月23日付けで行いました、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号）に係る専決処分につきまして、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの同時発生が懸念される季節を迎えることから、その対策として仮設の発熱外来患者用の診察室を設置することに伴い、必要な設備及び備品を整備することが主な内容でございます。

その財源につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金を充てることにいたしているところであります。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ543万円を増額し、予算総額を2億8,601万8,000円とするものであります。

まず歳入について申し上げます。歳入につきましては、県補助金543万円の増額であります。

次に歳出でございますが、診療所一般管理費の備品購入費の543万円の増額をいたしました。これは感染者の収容に備えまして、病室と廊下に間仕切りを設置するためのパーティションを購入するというものであります。医業費376万1,000円の増額は、診察室の仮設に伴うユニットハウス及びトイレに係る賃借料、及び備品の

購入によるものであります。また、歯科診療所にサーマルカメラ、いわゆる自動で体温が計れるものであります。を購入するとともに、診療所及び歯科診療所に非接触型の消毒用のディスペンサーを設置する、消毒の機械でございますが、それらを購入するというものでございます。

以上、報告第11号についてご説明をいたしました。詳細につきましては、ご質疑に応じまして、関係課長をしてご説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これから質疑を行います。報告第11号について質疑はありませんか。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 208万5,000円、感染対策機具の備品購入ということでございますけれども、その中でビデオ喉頭鏡、それとエアロゾルボックスという、聞きなれない、私だけかもしれませんが、そういう機具が入っておりますが、どのようなときに、どのような方法で使用されるのかをお伺いしたいと思います。診療所事務長よろしくお願ひします。

○診療所事務長（濱砂 雅彦君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 診療所事務長。

○診療所事務長（濱砂 雅彦君） それでは、ただ今のご質問にお答えをしたいと思います。ビデオ喉頭鏡とその下のエアロゾルボックスについてのご質問ですので、まず、ビデオ喉頭鏡からご説明をしたいと思います。そもそもどういうときに使うかということで、まず、呼吸を確保する必要がある患者さん、喉が詰まったとかというようなケースで、呼吸をさせないとかんというときに、患者さんの気道を確保して、呼吸のチューブを挿管する療法があります。これを行う際に大体舌の根本あたりが喉を塞ぐケースが多いので、喉頭鏡を使って舌の根本を押し上げて声帯付近まで気道確保してやる必要があります。問題の喉頭鏡ですけど、筒状に鏡が付いておって、その先にL字型にブレードという名称の器具が挿管して、そのブレードで舌の根本を押し上げて喉の気道を確保していく機具ですけども、以前はブレードを装着した際にL字型にな

りますので、そのL字のところに鏡が付いておって、筒を覗き込んでその鏡を通して喉の奥を見るような構造になっていましたけど、最近はそのブレードの先端にカメラを装着して、筒の医師の手元側にあるモニターに映像を映し出して、施術をしていくというようなことで、ビデオ喉頭鏡というような名称になっております。これの利点は、口の中を覗き込まないといけない、医師が患者の口元に顔を寄せながらの作業だったんですけども、このビデオ喉頭鏡でありますと、モニターが外部に付いていますので、患者の口から医師が顔を離れた状態で作業ができるということで、飛沫感染の防護に活用されるというようなものであります。ビデオ喉頭鏡については、一応そういう説明で終わらせていただきます。

それからもう一つのエアロゾルボックスですが、先ほどの患者の口の気道確保等で施術をする際に、やはりビデオ喉頭鏡でかなり防護はされますけど、さらにセットで使用するのがこのエアロゾルボックスであります。どういうものかと言いますと、アクリル製の透明の板状の材質で、患者の頭から顔を覆うような、囲うような構造で、箱状の形状をしております。胴体部分が開いておって、顔の上面、側面、頭の上はアクリルボックスで塞いでおるというようなことで、2箇所ほど医師が手を差し入れる穴が開いておりまして、医者はその箱状の外側から手を差し込んで、先ほどのビデオ喉頭鏡なり、いろんな機具で患者の口元の施術を行うというようなものでございます。これも飛沫感染防止ということで、ちょうど今の感染症コロナウイルスが飛沫感染と言われておりますので、今後使用する頻度が上がってくるのではないかというふうに思っております。ちなみにエアロゾルという言葉そのものは、空気中の微粒子ということだそうですが、エアロゾル感染という表現になりますと飛沫感染と同じ意味で解釈していただいてよろしいかと思います。以上、ご説明といたします。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 6番、上米良 秀俊君。

○議員（6番 上米良 秀俊君） 詳しい説明で了解いたしました。ありがとうございました。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） それでは、診療所事務長にお伺いしたいと思います、ユニットハウスそれから仮設トイレについてはもう賃借料等でリースということだと思いますが、これについては年度内、来年の3月までの予算で計上されていると思いますが、新年度については、新年度予算で組まれるかどうか、その後の対策、対応はどう考えているか伺いたいと思います。

○診療所事務長（濱砂 雅彦君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 診療所事務長。

○診療所事務長（濱砂 雅彦君） ただ今のご質問にお答えをいたします。議員のおっしゃる通り令和2年度いっぱい、3月末までということで賃借しておるところでございます。そこから先につきましては、新型コロナウイルスの感染の状況等も見ながら、新年度予算の編成時期でありますので、次の令和3年度どうするかということも含めて予算措置を検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） そうだというふうに思います。来年度以降も国からのこういった財源の予定というものもあるのでしょうか。

○診療所事務長（濱砂 雅彦君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 診療所事務長。

○診療所事務長（濱砂 雅彦君） 今のところ令和2年度のみということで、令和3年度についてはまだ方針が出ておりませんので、そのへんの国の動向等も見ながら、もし補助が出ればまた継続ということになるのだと思いますけど、国の動向それから新型コロナウイルスの感染の動向等を見ながら検討させていただきたいと思います。

○議員（3番 白石 幸喜君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 3番、白石 幸喜君。

○議員（3番 白石 幸喜君） 了解をいたしました。今も全国的に、宮崎市内でもかなり、県内でも感染者が増えている状態であります。こういったものをしっかりと対策をとっていただきたいと思います。以上です。

○議員（5番 濱砂 征夫君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 5番、濱砂 征夫君。

○議員（5番 濱砂 征夫君） それでは、診療所事務長にお伺いいたします。感染症対策で仮設を建てましたけども、医学的なことはよくわからないですけど、こちらでPCR検査はできないものなののでしょうか。そのあたり、発熱して今までは車で待ってもらって、その手間を省くために仮設診療所とか仮設事務所を建てたでしょうけど、こちらで検査ができてわかるようだったらもっと手間が省けていいのかなと思うんですけど、そのあたりのことをお伺いいたします。

○診療所事務長（濱砂 雅彦君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 診療所事務長。

○診療所事務長（濱砂 雅彦君） ただ今のご質問にお答えをいたします。検査に関するご質問でございますが、PCR検査とそれから抗原検査、2種類の検査を行っております。抗原検査につきましては、診療所が検査キットを購入して独自で検査をして、検体採取から30分ぐらいで結果が出ます。今のところ全員陰性という結果であります。その抗原検査で陰性が出た場合にやはりちょっと疑わしいという症状の場合にPCR検査を行います。このPCR検査につきましては、検査結果が出るまでの行程等も複雑でありますし、検査機器等も必要ですので、今のところ検査機関に外注をしております。翌日ぐらいには、ほぼ結果がわかりますので、結果がわかり次第ご本人それから保健所、関係機関等に連絡をしておるところであります。PCR検査は自前で検査をするのは、ちょっと難しいかなというふうに思います。以上です。

○議員（5番 濱砂 征夫君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 5番、濱砂 征夫君。

○議員（5番 濱砂 征夫君） 了解いたしました。今年、始めに新型コロナウイルスが流行したころ、うちの親戚も雇いまして、東京にいて、陰性になったり、陽性になったり、何回も繰り返すんですね、東京だから検査機関はいっぱいあるんだろうけど、こっちでそういうことになると、なかなか患者の方も手間がかかるなと思って聞いたところ。PCR検査がこっちじゃ難しいということでは、持って行くしかないですね。そういうことで、ちょっと聞いてみただけですけども、了解いたしました。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） 私の方からも関連して説明を申し上げます。PCR検査につきましては、今事務長が言いましたとおり、専門性の高い特殊な機械でないと明確にできないということで、ここではできません。ただ、検査自体が2つございまして、1つは医師が検査する必要があると認めた場合は、いわゆる法定の検査ということで、無料でできます。しかし、自分も検査して欲しいということになれば、それは今診療所で契約をいたしておりますが、民間の検査機関にお願いしてするということになれば、自己負担が2万4,000円ということで検査はできるわけでありまして、今議員がおっしゃいましたように、陰性と陽性が変わるという人がいらっしゃるのも事実であります。今回宮崎のクラスターの中でもお2人がそのようなことになりまして、検査が80%台が的確と言われておりまして、2割以内ぐらいについては、場合によっては出ないということのようでありまして、その繰り返しをしなければ今のところ方法がないというふうに聞いているところであります。

○議長（濱砂 恒光君） これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。従って、報告第11号、専決処分した事件の承認について（令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第3号））は、原案のとおり承認されました。

日程第4. 議案第52号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第4、議案第52号、西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、議案第52号、西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に伴う国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

内容は、賞与については民間の支給状況等を踏まえこれまでの4.50月分から、0.05ポイント引き下げて4.45月分といたします。今年度は、12月期において実施することにいたしておりますが、来年度からは6月期及び12月期にそれぞれ0.025月分を引き下げ、全体で0.05月ポイント引き下げることになりました。

以上、提案理由についてご説明をいたしました。詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第52号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第52号、西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第53号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第5、議案第53号、西米良村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、議案第53号西米良村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に伴う一般職の職員の賞与に関する改定を勘案し、常勤の特別職の期末手当の月数をこれまでの3.40月分から0.05ポイント引き下げて、3.35月分といたすものであります。今年は、12月期において実施いたすことといたしておりますが、来年度からは、職員と同じように、6月期、12月期に分けてそれぞれ0.025月分を引き下げるという方式で実施いたしたいと思っております。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第53号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第53号、西米良村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第54号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第6、議案第54号、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、議案第54号、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に伴う一般職の職員の賞与に関する改定を勘案し、議会議員の期末手当の支給月数をこれまでの3.40月分から0.05ポイント引き下げて、3.35月分といたすものであります。今年は、12月期に実施いたしますが、特別職、一般職と同じように、来年度からは、6月期と12月期に分けてそれぞれ0.025月分を引き下げるといふ取扱をいたしたく存じます。

提案理由につきましては、以上でございます。詳細につきましては、ご質疑に応じまして、担当課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議案第54号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第54号、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第55号

○議長（濱砂 恒光君） 日程第7、議案第55号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第4号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 定藏君） 議長。

○議長（濱砂 恒光君） 村長。

○村長（黒木 定藏君） ただ今上程をいただきました、議案第55号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ1,226万2,000円を増額し、予算総額を2億9,828万円とするものでございます。

まず歳入について申し上げます。県補助金1,226万2,000円を増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策費として、受け入れるものでございます。

次に歳出を申し上げます。機械器具購入費1,226万2,000円を増額につきましては、移動式ポータブルX線撮影装置、病棟用の汚物除去機及び熱水洗濯機等の購入によるもので、診療所内での感染拡大防止の対策として整備するというものでございます。

以上、補正予算について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、ご質疑に応じまして、事務長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（濱砂 恒光君） 提出者の説明が終わりました。これより質疑を行います。議

案第55号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱砂 恒光君） 異議なしと認めます。

従って、議案第55号、令和2年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の全てを審議終了しました。

これにて、令和2年第3回西米良村議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

○事務局長（土持 光浩君） 一同、ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

午前9時31分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員